

令和元年第 2 回

定例会会議録

会 期

令和元年 6 月 11 日（火）から
令和元年 6 月 20 日（木）まで

会 議 日

令和元年 6 月 11 日（火）
令和元年 6 月 17 日（月）
令和元年 6 月 20 日（木）

東 串 良 町 議 会

令和元年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和元年6月11日 午前10時08分
散 会 令和元年6月11日 午前11時16分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一 4番 牧原 完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	宮 地 利 行
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農地課長兼農業委員会事務局長	高 吉 幸一郎
会計管理者	有 嶋 義 昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田 尾 勝
総務課長	江 口 勝 志	社会教育課長	橋 口 正 博
農林水産課長	木佐貫 勝 志	総務課長補佐	上 野 史 生
福祉課長	吉 永 広 史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 浜 屋 啓 子

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1号 平成 3 0 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 陳情第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 0 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第 6 議案第 26 号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 7 議案第 27 号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 28 号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1号 平成 3 0 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 陳情第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 0 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第 6 議案第 26 号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 7 議案第 27 号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 28 号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 08 分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和元年第 2 回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、3 番 瀬戸山譲一議員及び 4 番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第 2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第 2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 10 日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から 6 月 20 日までの 10 日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第 3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第 3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

~~~~~

◆ 日程第 4 報告第 1 号 平成 30 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 報告第1号 平成30年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第1号 平成30年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により、繰越明許費の繰越額が確定したことから、繰越計算書を調整したので報告するものであります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

町長にお伺いいたしますが、当然だろうと思いますが、この繰り越すべき財源というのは、確実に確保されているんですよね。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

繰り越した財源の確保というところでございますが、いわゆるここに書いてありますとおり、既収入特定財源につきましては、もう入ってきているお金でございます。あと未収入特定財源につきましては、交付決定等をいただいて、国、県の部分につきましては、交付決定等をいただいておりますので、入ってくるものと思っております。

次に、地方債につきましても決定をいただいておりますので、これにつきましても入ってきております。一般財源につきましては、もちろん繰り越しの中で調整させてもらっておりますので、これにつきましても、確保しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 平成30年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

~~~~~

- ◆ 日程第5 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議 長 (田之畑)

日程第5 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件は、会議規則第95条の規定により、教育産業常任委員会に付託します。

~~~~~

- ◆ 日程第6 議案第26号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第26号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第26号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明申し上げます。

森林環境譲与税が創設されたことに伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理、運用を図るため、条例の制定を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

本案については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第7 議案第27号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第1号）
 - ◆ 日程第8 議案第28号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第27号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第1号）から日程第8 議案第28号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

ただいま議題となりました、議案第27号と議案第28号について御説明申し上げます。

まず、議案第27号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に1億4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億3,400万円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、債務負担行為の追加、廃止は、「第2表 債務負担行為補正」によるところであります。

また、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第28号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に2,536万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,636万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

## 会 議 の 経 過

次の本会議は6月17日午前10時より会議を開きます。  
本日はこれで散会します。

散 会            午前10時16分

## 令和元年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和元年6月17日 午前10時00分  
散 会 令和元年6月17日 午後 2時18分

### 出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一                      4番 牧原 完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |                  |         |
|--------|---------|------------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長             | 宮 地 利 行 |
| 副町長    | 畠 中 勇一郎 | 企画課長             | 中 島 孝 一 |
| 教育長    | 天 神 康 男 | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 高 吉 幸一郎 |
| 会計管理者  | 有 嶋 義 昭 | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 田 尾 勝   |
| 総務課長   | 江 口 勝 志 | 社会教育課長           | 橋 口 正 博 |
| 農林水産課長 | 木佐貫 勝 志 | 総務課長補佐           | 上 野 史 生 |
| 福祉課長   | 吉 永 広 史 |                  |         |
| 税務課長   | 東水流 勝   |                  |         |
| 建設課長   | 甫 村 良 教 |                  |         |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      大 園 保 広                      書 記      浜 屋 啓 子

|           |        |
|-----------|--------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

# 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

## 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 一般質問

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~  
~

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。
順番に発言を許します。
4番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

それでは、早速通告に基づきまして、質問を申し上げたいと思いますが、今回の私たちの改選によりまして、非常に町民の意見を聞く機会が多かったわけです。その中で町民から何度も課題というか、問題点がございまして、その中から二つほど今日は質問したいと思います。

まず1点目は、高齢者の問題でございます。高齢者が多く、要介護者の施設に入れない待機者が多いという問題でございます。老老介護、または自宅で暮らすのができない。家族の介護で離職に追い込まれるというような問題がございます。

そこで、国のほうでも2年ほど前ですが、2020年度初頭までに施設の整備とか、在宅サービスを整備する方針を掲げたわけなんですけど、いまだに何の対策もないというようなことでございます。そこで、我がまちについても、この介護施設の待機者、これはたくさんいるわけなんですけど、町としてはこの待機者をどう考えているのか、質問を申し上げたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えいたします。

平成31年3月31日現在、町内で要介護1から要介護5までの介護認定を受けている方は352名となっております。認定者数につきましては、平成27年の391名をピークに若干ではありますが、減少傾向にあります。これを65歳以上の人口比にした認定率で見ますと、15%から17%の間で推移しております。現在、横ばいといったところでございます。特別養護老人施設の待機者につきましては、本町では、

当該施設はルーピンの里のみでありますので、その待機者数を申しますと、5月末現在で、施設全体で177名、そのうちの町内の方が65名となっております。この待機者の方々への対策ということでございますが、全員が在宅介護で順番を待っていらっしゃるわけではなくて、他の施設等を利用しながら待機されている方が多く、家族等に介護されながら在宅待機者は7名ほどいらっしゃる認識しているところでございます。65名の待機者が一日も早く入所できるとよいのですけれども、なかなか難しいところがありまして、施設側も介護度の高い方や家族等の介護状況を勘案しての入所判定を行っておられますので、申し込みの順番どおりとならないわけでございます。

町は当該事業所に対しまして、待機者解消に向けた取り組みを催促する立場にないために、直接的な対策を講じることはできませんが、一つの対応策といたしまして、介護者、家族の中での介護の担い手に対する慰労の意味を込めまして、介護者福祉手当を年間9万6,000円支給しております。これは、近隣市町では、実施しておらず、町独自の事業でございます。

いずれにしても、待機者及び家族にとりましても大きな問題でございます。令和2年度に策定する第8期介護計画の中に反映できるよう、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

2年ほど前なんです、年代別人口表という、当時の町民課長からもらっております。それを見ますと、ちょっと資料がふえるわけなんです、人口が6,700人ほどということで、一番多い年代が60代、60から69歳ですね、これが1,121名、2番目に多いのが50代、50から59歳までが877名、3番目が70から79歳、841名、4番目が80代、80から89歳ということで、826名ということで、団塊の世代が今後、年々年をとってくるわけですよ。ですから、私たちの年代が、あと10年、20年したら、施設があっどかいという心配をしなければならないわけであります。

そこで私、方策といたしまして考えているわけなんです、施設をつくれば、それだけまた維持費、お金も要るというようなことでございますが、二、三年前、空き家調査をしました。空き家が町内にいっぱいございます。その空き家を利用した介護施設はどうかと考えているわけですが、七、八年前ほど南の太陽さんが、柏原の木脇さん宅ですかね、あそこの住宅を借りてショートステイをされていたことがございます。実際私もそのとき母をそこに入所して、お願いしていたわけなんです、そのような形でこの老人を介護する方を何とかして見つけて、空き家を利用した各地区に1戸に二、三名、または四、五名を介護する、何かそういう施設をつくったらどうかという

ようなことも考えているわけです。

空き家対策と同時にそういうことも町長は、一つそういうことも検討してもらいたいというお願いでございます。その他いろいろあろうかと思いますが、ぜひ要介護者が少しでも希望する施設に入れるように努力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

そうしたら次に、鳥獣害対策ということで、この鳥は消していただきたいと思います。獣害対策の問題でございます。

これについては、先般、3月の定例会で同僚議員2人がこの被害状況、対策等を質問されたわけなんです、その後、私もいろいろ調査をしたわけなんです、安留地区においてはイノシシの被害なんです、甘しょはもちろん、露地野菜は全滅というような状況でございます。この前、あるハウス農家の方がイノシシから重油の配管を掘り起こされて、重油が流出したという、そういう被害が出ております。聞いてみますと、イノシシの足跡がハウスの周りにいっぱいあるんだということで、これがハウスの中に来ればどうかという心配をされています。今、ハウスにはスイカがあります。もちろんメロンもございます。一旦イノシシに入れますと、多大な被害が生じるのではないかと考えております。

それから岩弘地区のサルなんです、天敵がいなかったためか個体数を増やして、今までは岩弘の上区のほうを中心に活動していたわけなんです、これが今は、その下之馬場まで来ているというのを住民から聞いております。ですから、行動範囲が広まって、下手をすると近いうちに池之原、別府原、川西まで被害が出るんじゃないかと心配をしているわけです。非常にこの獣害対策については、農水課も努力をされているわけなんです、3月議会で質問されたその後、どのような対策があり、どのような効果があったか一つ町長、答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの鳥獣被害対策でございますが、サルの駆除につきましては、御存じのとおり、岩弘地区を中心に野生ザルがたびたび出没しております。現在は、効果的な対策もないことから、駆除ではなく、ロケット花火や鳥獣用エアガンによる一時的な追い払いを実施しているところでございます。

また、イノシシの駆除につきましては、国有林を管轄する森林管理所や鳥獣被害対策協議会の方々と協力しまして、駆除を行っているところでございます。鳥獣被害対策の一層の強化のためにも、今回補正予算でも計上させていただきましたが、捕獲の向上のため、箱わな追加、そして実態調査のため、夜間でも録画できる自動監視カメラの導入、サル追い払いのための鳥獣用エアガンの追加、あわせてサル、イノ

シシ被害対策の先進地視察や鳥獣被害対策の専門家をお招きし、効果的かつ有効な対策を今後検討してまいる所存でございます。

イノシシ、サル等の被害につきましては、今年度、本町でも畜産農家を対象に鳥獣被害に関するアンケートをとりましたが、年々増加傾向にあり、私自身も町民の皆様方から切実な声を聞いております。深刻な状況だと深く認識しております。農林水産課の職員にも強く指示しておりますが、地域住民と行政が一体となった組織等の構築についても、今後検討してまいりますので、議員の皆様のご理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

まずイノシシなんですが、これは大崎町も被害が出ているわけなんです。安留の上の横瀬のほうでもですね。あそこを通ってみますと、大崎町は電柵をしている芋畑を見かけるわけなんですが、これについては、国有林があるということで、一番早いのは国有林で鉄砲で殺処分をすれば早いわけなんですが、それもできないというようなことですので、ぜひ、これは大崎町ともタイアップした形で、イノシシの駆除はお願いしたいと思います。

それからサルなんですが、サルは、何年前からか知りませんが、岩弘に出没したということで、以前は、下中にいたんですよ、串良の。私、土地改良区で仕事をしておりまして、入らせていただいたときに、しょっちゅう行っていたものですから、上の中下の串良の柴井堰を水量調査もたびたびしており、そこでサルを見かけたわけです。ですから、多分あっちから渡ってきたのかなと思ひまして、あっちまで追っ払えば元に返すわけなんですが、それもできないということなんですが、どこか早い駆除としては、鉄砲を撃てるところまで追い込んで殺処分をすれば早いわけなんですが、それもなかなかだろうと思うわけでございます。

この前、テレビを見ていましたら、島根県的美郷町というところが、獣害の対策をうまくやっているところがテレビで出ました。ここはサル、イノシシ、シカです。そこを住民一体となった対策で被害が激減したという報道でございました。今、町長がおっしゃるとおり、先進地が何カ所もあると思うんですよ。せめてうちの農水課の職員を派遣して、いち早く駆除というか、対策を練っていただきたいと思うわけです。被害に遭われた方については、非常に残念で歯がゆい思いをされていると思います。まして、うちの場合は、農業が主幹作物です。この営農ができないとなりますと、非常に打撃を受けますので、ぜひそのような対策を早急にしてもらいたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

それでは、次に、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

おはようございます。通告に従いまして、防災について2点、そして柏原の振興について1点質問させていただきます。

まずは、防災の1点目であります。令和元年5月10日、日向灘を震源とした2回の地震が発生しました。1回目は、体を感じる程度の揺れでしたが、2回目は午前8時48分で、本町の震度も4であり、かなり強い揺れを感じました。特に、携帯電話の発信音や役場の防災無線、そしてテレビを見て、これはただごとではないと、自分は思いました。人間慌てれば何をすればいいかわかりません。自分も何を持ち出せばいいのか、車を使うのか、徒歩なのか、どこに逃げるのか、頭に浮かびませんでした。テレビで津波の心配なし、そして揺れもおさまって安心したわけですが、地震は横揺れが長いほど津波の心配をしないといけないと言われています。幸い揺れの時間も短かいでした。今回は、訓練ではなく、本番の地震だったわけですが、役場は仕事だったと思います。机に隠れるなどの避難ができたのか、また本町小中学校3校の地震後の状況把握はどうであったのか、その辺をわかればお聞かせ願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

あの日は、5月10日は、私もちょうど庁舎内にいまして、安堵したというか、テレビを見て津波がないということで安心しましたけれども、エリアメールのアラームなどに驚きましたけれども、本庁舎はそこまで揺れなかったため、机の下に隠れるといった職員はいなかったと聞いております。

また、学校では、机に隠れるよう先生方の指示もあり、児童は机の下に隠れたようでございます。

なお、本町地域防災計画では、震度4の場合、情報連絡体制を配備し、情報収集を行うこととしており、令和元年5月10日午前8時51分に情報連絡体制を設置し、災害への警戒を行うとともに、町内の被害状況を確認するため、総務課並びに建設課職員による人的被害、並びに住家被害、土砂災害等の危険な箇所、主に岩弘地区の巡回を行いました。被害は確認されませんでした。また、その後も被災の連絡等がなかったことから、同日午後5時ちょうどに情報連絡体制を解散いたしました。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

ただいまの答弁で確認等もされ、安心したところですが、やはり本町一番の心配は津波です。日向灘沖と南海トラフが考えられる以上、危機感を持つのが大切だと思います。柏原地区は、以前も何回も昼と夜の訓練が実施されています。訓練と実践は違います。今回は、まさに地震が発生したわけです。幸い津波の心配はなかったわけですが、今回の地震で柏原地区の人たちが津波警報が出された場合、松林の高台なのか、柏原小学校に逃げるのかを頭に浮かべたのか、私はそこが知りたいと思いました。役場も人数が少なく大変だとは思いますが、被害がなくてよかったではなく、柏原だけでもどこに逃げようか、または、持ち出しは何がよかったのか、いろいろなアンケートを実施して、津波に備えてほしいし、高齢者や災害等の意見を聞いて、地震対策の検討会を開くのが今回は、よい機会じゃなかったのではないかと自分なりに思ったのですが、町長、この辺はどうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、児玉議員から御提案のあった件につきましては、検討したいと思っております。アンケートを実施する場合、ある程度対応策など提案事項も盛り込むべきであると考えております。また、介護施設や医療機関等とも慎重に協議いたしまして、実施できればと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

検討するということで安心したところですが、海岸と河川を抱える本町は、津波が発生すると町全域が危険な地域です。訓練はとても大切だと思います。訓練でできないことが私は本番ではできないと思っています。被害がなくてよかったではなく、地震が発生したら、自分の命は自分で守るということを町民の皆様が理解していただいて、もっと訓練を行ってアンケートを実施して、改善点があれば、次回の訓練で生かして、地震が発生した場合、1人の犠牲も出さないということを願っております。その意味でも今回の地震はよい教訓じゃなかったかと思っています。

引き続きまして、2点目ですが、国は悪天候が原因となる船舶の衝突や設備の損傷事故が起こる等、防護と対策と検討する40の施設を選んだとありました。その中で志布志国家石油備蓄基地が入っており、機能や活動が止まると経済や生活への影響が大きいと判断されたからだだと思います。40施設の中に、志布志国家石油備

会 議 の 経 過

蓄基地が入ったという正式な連絡が本町にあったかどうか、お伺いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
志布志石油備蓄基地周辺海域の安全対策につきましては、国・県水域利用者等からなる志布志港及び内之浦港台風津波等対策委員会で安全対策を検討することとなっております。同委員会での今後の安全対策について話し合う予定であると聞いておりますが、本件にかかわる本町に対しての問い合わせ等は今現在のところございません。

議 長（田之畑）
2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）
国のことし7月までに40施設の周辺海域について、船舶の監視方法などを対策をまとめるとありますので、これからだとは思いますが。本町は漁協もあるので、連絡を密にして、事故等がないことを願っています。志布志国家石油備蓄基地は、非常時の際、経済や生活に影響を与えるからこそ40に選ばれたと思っています。志布志国家石油備蓄基地は、これまでも多くの議員が一般質問をされ、問題点や課題が検討、論議されてきたわけですが、私が備蓄基地で最も危惧しているのが、南側だけに防潮堤がないという、大体3メートルぐらいだとは思いますが、そのことが危惧しております。国の施設ですが、本町ももっと積極的に要望していくべきではないかと考えているんですが、この点、町長どうでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
議員おっしゃるとおりの安全第一と私も考えているところでございます。これまでも国や志布志備蓄株式会社に対しまして、安全面への対策等を要望しておりますが、今後も引き続き要望していきたいと考えております。
以上でございます。

議 長（田之畑）
2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

会 議 の 経 過

ただいまの町長の考えを聞いて安心したところですが、行政と議会が一体となつて、不備な点があれば、これからも積極的に要望していければと思っております。

引き続きまして、柏原の振興について質問させていただきます。

柏原在住の人から、柏原の吉川菓子店横にある旧本橋百貨店跡にバイクのツーリングを対象にその場所を憩いの場所にしたいと。主に土日限定で開設したいとの話を聞いたんですが、このことを町として聞いたことがあるのか。また、開設しようとした建物は、新築、または改築をしようとした場合に、個人で申請した場合と、また柏原をよくしていきたいという同好会みたいなのが申請した場合との補助の違い等があれば、そこをお聞かせ願いたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃる御質問をいただきましたけれども、個人所有の物件を、個人あるいは同好会組織がバイクツーリングの休憩所として新築、または改築した場合に對しましての補助はできないかということでございますけれども、現在のところ、町単独での補助は考えておりません。例えば、地域の皆さんでNPO法人などを設立していただきまして、助成金や補助金を活用する方法もあります。ただ、NPO法人を設立すれば必ず補助金等がもらえるとは限りませんけれども、法人を立ち上げるにしても、NPO法人の収入を当初から助成金、補助金に頼るのではなく、ほかに収入源をきちんと整えて、その上で自分たちの活動に合致した助成金、補助金があったら申請してみるというスタンスが重要ではないかと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

答弁漏れはいいの。聞いているか、聞いてないということは。

町 長（宮 原）

今の質問ですが、個人の方から正式には聞いておりません。

議 長（田之畑）

2 番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

ただいま聞いたことをまた発案者には、補助金等のことは伝えておきたいと思えます。この発案者は休憩所で休んでもらって、戸柱神社の神武天皇が旅に出られた発祥の地を歩いてそこまで行ってもらって、またそこを見たら休憩所に帰ってもらおうと、そういうことを言っていらっしゃいました。もちろん販売所は無人で自動販

売機を置きたいということです。バイク仲間は大体、土日にツーリングをやろうと思います。この仲間の口コミで多くの人たちが柏原を訪れば、観光の名所にもなるんじゃないかと私は自分なりに思っております。また、柏原の活性化にもつながるんじゃないかと思っていますところです。柏原の周辺はガソリンスタンドや菓子店、弁当、鮮魚店があつて、柏原の商店街であるところでもあります。柏原海岸が整備され、キャンプ場、遊戯場、相撲の土俵があり、また今回は定住住宅地も確保され、少しずつではありますが、柏原が変わりつつある気が自分はしているところです。本町でも、この休憩所にパンフレットを置くなり、実現した場合は、町長、何か援助はできないでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、5月の連休中も大勢な方が柏原海岸にお越しいただきました。そして今、ふれあいの森のほうでもテントが5張ほど張られてキャンプをされておりました。そういう形で柏原海岸や松林内のふれあいの森、そして円山公園に多くの方々が訪れております。来訪者のほとんどが柏原の商店街を通過されると思います。それぞれの店舗にお客様が寄っていただけるような工夫を今まで以上に取り組んでいただくことを期待をしております。

またその支援策といたしまして、町の観光パンフレットを提供することは可能でございますので、今後も新たに柏原商店街散策マップなどの作成も検討して、柏原商店街の支援ができればと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）
2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

まだこの案が決定したわけではなく、あくまでも構想ですので、発案者から相談等を行政のほうに求められた場合は、多くの意見を言っていて、ハードまたはソフト面で協力していただきたいと思います。この案をぜひ実現して、柏原が活性化することを望んでます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（田之畑）

それでは、次に、3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

通告に従って質問させていただきます。

まず1番目、町長の公約実現とこれからの政策目標についてですけれども、この席で今まで町長には何度か公約がどれだけでできているかということを質問していますけれども、今3年ぐらいたたれて、どういう実現がなされたか、町長の答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私は、最初からでしたけれども、「子どもに夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛を」というのをスローガンに町政に取り組んでまいりました。実現というか、成果が上がった事業について述べたいと思います。

ふるさと納税につきましては、平成27年度は4,100万円でした。平成28年度が約2億6,900万円、平成29年度は3億6,900万円、平成30年度は約7億1,600万円と17.5倍になりました。

地域おこし協力隊については、観光や広報、PRのために平成28年度に1名、平成30年度には、さらに1名の方を雇用しております。

空き家・空き地対策につきましては、東串良町空き家等対策計画を平成29年5月に策定いたしまして、空き家バンク解体撤去改修等の空き家対策を講じているところでございます。

定住促進事業のさらなる推進につきましては、平成28年度に第5次定住化促進住宅用地貸付事業により46区画の住宅貸付用地の整備を行いました。

にぎやかタウン雪山の陥没関係につきましては、平成29年度において4件買い取り、平成30年、31年に3件曳家を行うことで、早期解決することができました。

町長と職員がおもてなしの心と笑顔で町民サービスを行うことについては、総合案内窓口を平成28年3月から設置し、11月からは無料飲料水器も設置しております。

給食費の助成につきましては、平成28年9月から2,000円の助成を行っております。

地震津波と災害に強いまちづくりといたしまして、平成28年度には、女性消防隊が結成されまして、独居老人等要配慮者宅の訪問等の活動を行っております。

また、平成29年度においては、安留地区に防災センターを、柏原地区においては、戸柱地区、避難階段及び須崎地区、避難塔の整備を行いました。

なお、消防自動車や防火水槽については、順次整備を行っております。

多目的広場の整備につきましては、平成29年度多目的広場前駐車場の整備を行っております。

営農指導員の配置につきましては、平成30年度から農林水産課へ配置しております。

す。

また、トップセールスについては、国会議員への要望活動やふるさと納税のPR活動などを行っております。

育てる漁業については、大崎町と連携し、平成29年度は、大崎町において魚礁設置を行いました。本町においても前年度に申請を行いましたけれども、残念ながら不採択となりました。今後も積極的に要望等を行って参りたいと考えております。

ルーピンジョギング大会の復活につきましては、隣接市町と広域的に検討していきたいと思っております。その前段階といたしまして、会場になる円山公園内を平成28年度から抜根や除草作業を行い、平成29年度においては、テントサイト補修遊具施設整備等を行ったところでございます。

また、平成30年度は、引き続き遊具設置を行いました。公約以外においても、平成29年度から子ども医療費の無料化を中学生から高校生まで拡充いたしました。

また、平成30年度に中学校へエアコンを導入いたしまして、今年度は池之原、柏原両小学校にエアコン導入をすべく発注済みでございます。

以上のようなことが公約に対する成果と言えるのではないかと思います。ルーピンジョギング大会の復活など途上のものもございしますが、町長就任以降、私の考えた公約を実現すべく努力を重ねてまいりました。しかしながら、一番私の考えておりました姉妹都市、姉妹校構想がまだ残念ながら成果の上に上がっていないものでございます。今後も粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

いろいろ今御披露していただいてありがとうございます。

目玉というか、その中で一言申し上げたいのは、今、議会と執行部との乖離とか言われていますけれども、その中でこのクーラーの設置なんかは複数名の議員さんの強力なプッシングで実現できた公約、それらもできましたので、これからは議会とのつながりの中で、いろいろ協議していただいて、町民の皆様の意向をうかがえるような政策を立てていただきたいと思うんですけれども、それが2番になりますけれども、目玉となる政策目標が、もし町長の胸のうちのあれば、こういうのがあるんだということがあれば教えていただければと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私の町長としての任期も来年3月までと残りわずかになりましたけれども、任期は

さておき実現したい政策、私の考えている方向性について述べさせていただきます。

まず本町の公共施設は総合センターと公共施設の老朽化に伴い、やがて将来、複合施設を整備し、子供から高齢者まで町民全てが触れ合えるような環境を整えたいと考えております。

また、農業の後継者不足は懸念されますので、新規就農者やI・Uターン者が就農される際の支援体制の拡充も図りたいと考えております。

防災面でも町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりをさらに推し進めたいと考えております。

その一方で、目前に迫る2025年問題に備えるためには、財政基盤の強化も図る必要があると考えております。残された課題や私の目指すまちの未来像を達成するためにも、次期町長選挙においても、町民の信託を得られれば、引き続き町政を担わせていただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

今いろいろ具体的に教えていただきましたけれども、頑張っていたいただければと、よろしく願いいたします。

そして大きな2番の唐仁古墳周辺と下伊倉城の整備と活用についてですけれども、①唐仁古墳周辺には、古代・中世の遺物が多数散在する。古墳は現在県のサポートを得て休憩所等の建設が予定されているが、古代・中世の歴史的意義を総括できる郷土誌を発行するなど、ソフト面の拡充はできないか尋ねる。

だから、今、唐仁古墳群が何かうやむや、もやもやしているというのは、やはりこのソフト面、唐仁古墳群の存在する意味、なぜああいう古墳があったとか、学術的には今いろいろと社会教育課のほうからもいろいろアプローチをしていただいているわけですが、やはりその中で例えば下伊倉にいらっしゃる下伊倉肇さんのところにちょっとお話を聞きにいったら、今まで聞いてなかったようなお話をいっぱい聞かせていただいて、こういうのを例えば役場内外からお話しすることはなかったなということで、こういうところもやはりもう一度再度アプローチをしていかなければいけないんじゃないかなと。それはソフトの拡充につながっていくと思いますし、それでこの前も言いましたけれども、再度言わせていただければ、昭和57年に東京大学と京都大学が下伊倉城については、国宝級の文化財に指定できるということを言ってきたんだけど、その辺がうまくいっていませんでした。それがうまくいってれば、このソフトの拡充という部分では、大きな進展があったのではないかと思います。だからその辺をもう1回再アプローチする形で、下伊倉と唐仁古墳群の意味も今いろいろさまざまな方が来てお話をされていますので、学術プラス個人的な研究家とか、そういう歴史を探訪される方々のお話を聞いて、その辺に大きなアクションを

起こすことがまず第一かなと思います。

それで、例えば町内には、今フェイスブックで唐仁古墳ファンクラブというサイトを設けて、唐仁古墳群の四季折々の姿というのを写真に撮影してどんどん発信してくださっている方も町内にいらっしゃるし、その方々が全国規模のそういう古墳群のフェイスブックの集まりの中にも今リンクをしていただいているので、町長、その辺も含めて、そういう動きを含めて、やはり役場のほうからも町長の一声をかけていただけるような施策があれば、郷土誌を発行するとか、今インターネットを使った発信がさらに拡充するのではないかと思いますので、その辺はどうでしょうか。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

私のほうから私のできる範囲でのお答えをしたいと思います。

現在、唐仁古墳群の1号墳の周辺ですが、魅力ある観光地づくり事業として、肝付町、東串良町、大崎町の3町にある古墳群を周遊するコースに休憩施設を整備する県の事業が検討されているところです。

ソフト面におきましては、平成30年度の例をとりますと、町内小学生や一般見学者への古墳群を含む文化財の説明、それから毎年実施されている鹿屋高校生への古墳群の説明など非定期的ではありますが、町内の文化財の魅力を伝えているところです。

また、近年民間業者による史跡めぐりツアーが増えており、教育委員会としましては、昨年11月に唐仁古墳群ほかバスツアーを実施し、町内外の36名の参加者が町の文化財の魅力を再発見されました。さらに新しい試みとしまして、スマートフォンを使ってAR技術を活用した唐仁古墳群の動画の発信もしています。このようにいろいろとソフト面の拡充に努めてきているところです。

郷土誌の発行としましては、教育委員会では、現在までに昭和55年に発行しました東串良町郷土史や平成29年度に実施しました唐仁古墳群シンポジウムでの資料、あるいは町制70周年記念事業等で東串良町文化財要覧を発行してきており、議員お尋ねの古代中世の歴史的意義を総括できる郷土誌の発行につきましては、現在のところは考えていないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）
3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

なぜ唐仁古墳群、それから下伊倉城を言うかといいますと、自分たちが唐仁周辺でちゃらちゃら言ってるだけではなくて、この前、森山代議士が唐仁に来られて、地域のおじいちゃん、おばあちゃんたちに申されたのが、やはりここの唐仁古墳群の真実

がわかれば大変なことになるんだということをおっしゃいましたね。やっぱり東京都知事をされた石原慎太郎さんも実際来られてて、この歴史の真実がわかってしまえば、歴史の教科書の書きかえをしないといけないぐらい大変な事実が埋まっているんだということを言われました。ということを聞きました、おととしの関東東串良会の席で。

それで今見ていますと何か知らないけど、だんだん知らない間になったのか、自分は唐仁古墳群の前に住んでいますけれども、いろんな他府県の方々のナンバーの車を見るんですけれども、すごく訪問者の方がふえているように思います。東串良の名物案内人という方も社会教育課にいらっしゃいますけれども、公務もあるわけですから1回1回対応することはできませんけれども、だからこれからもそういういろんな方がいらっしゃっている中で、常駐する形で歴史資料館の中におばあちゃんたちが輪番で座っていらっしゃいますけれども、具体的に唐仁古墳群がどうだという話を対応できる形ではないので、その辺もやっぱりこれから拡充していかなければいけないのかなと思います。今計画されているここに書いていますけれども、休憩所、案内所もできるわけですから、それに伴ってそういうソフト面の整備というのも大変必要かなと思います。

それからさっき言いました、再度言いますけれども、そういう唐仁古墳群ファンクラブといって写真を撮って発信をしてくださっている方とも町長、1回お会いになってそういう話もしていただければ何かきっかけもつかめるんじゃないかなと思います。では、次に②に移ります。

唐仁周辺には、個人宅に歴史的遺産が、これも散在しております。今まで見たことのないような巻物、それから玉手箱みたいなもの、それから昔の貨幣、そしてお人形さんとかいろんなものがあるわけですが、それがある意味、そのまま放置されている。もしそこの方々がもし家を解体するとかなくなったときは、なくなってしまうんじゃないかとか、あるいはこれから見た感じ、虫食いもありますので、それをちょっと役場の方から聞かせていただいたんですけれども、個人のそういう持ち物でありますし、そういう権限の範疇というのか、どこまでお話ししたらいいのかわかりませんが、大事な東串良の宝物は、これから公的に保存するのもこれから大変大事なことじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

先ほどの質問と同じですが、教育委員会としての立場だというふうに考えていただければと思うんですが、まず古墳以外の町指定文化財につきましては、現在のところ公的に保存することは考えていないところであります。唐仁古墳群におきましては、130基ある古墳の測量調査が昨年度でほぼ終了したことを受けまして、本年度から2カ年かけて保存活用計画書を作成することになっております。この保存活用計画書

は、各個別古墳の状況に応じて、その保存活用の考え方の方向性を決めるものであります。その中に唐仁古墳群の本質的価値や各個別古墳の公有化など計画書に盛り込んでいくことになると思われます。

古墳関係の公的保存につきましては、県・国との協議により、これから2カ年かけて作成していく保存活用計画書作成の際に検討していくことになると思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

今、教育長がおっしゃったのは唐仁古墳群のことですけれども、私が質問したのは個人宅に散在する昔からの遺物、そういう大切な宝物の公的保管、それを言っているんですけれども、それはもうなさらないということですか、方向性として。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員お尋ねの件でございますが、この下伊倉城についても、肝付町の方々が地主となったという形でなかなか理解が得られていないのが実情でございます。

それと瀬戸山邸についても、個人的なことでしょう、今の。

3 番（瀬戸山）

・・・聞き取り難し・・・

町 長（宮 原）

それについては、今、教育長が答えたとおりでございます。資料のところですよ。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

町 長（宮 原）

その持ち物については、町のほうでも確認はしておりません。
以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

だから私が申し上げたいのは、すごく貴重な遺物がいっぱいありますので、そういうことをいろんなことを今までだったらなかなか話がうまく進まなかったみたいですが、でも、町長、いつかごらんになって、すごいものがありますから、そういうのを公的に保管していかないと本当になくなってしまう可能性が大だと思います。柏原の山王神社もそうですけど。だからそれを言いたかったんですけれども、それはまたおいおいとまた話をしていきたいと思います。

③に移ります。

中世の倭寇の遺産である下伊倉城と唐仁の瀬戸山邸、今、嶋戸邸ですけれども、瀬戸山と言ったり、嶋戸と言ったりしますけれども、地元では。竹之下邸の歴史価値は大きい。その補修と保存を考えていないかを尋ねるんですけれども、この前、ちょっと役場のほうからも来ていただきましたけれども、この瀬戸山邸、つまり嶋戸よりこさんのうちも昔の中世の倭寇の歴史的遺産としては物すごく貴重な遺産なんですけれども、それは先代、住んでおられた方にこれを町の文化財としてと言ったら、それはもうできないとしてお断りをされた経緯があるわけなんですけど、今その娘さんが帰ってこられて、そして危険家屋としての考え方とも一致するんですけれども、今、台風ごとに歴史的遺産と言われる嶋戸邸の屋根が壊れて、道路に瓦が台風のたびに落ちてきています。そして穴もぽっかりあいて、多分雨漏りも相当するだろうと、中を確認したわけじゃないんですけれども。近くの人が行って話をしてみたださったんですけれども、嶋戸邸も倭寇のあれとしてはすごく貴重ですけれども、今住んでおられる方がそういうふうな危険家屋だから、それと一緒に少しやってもいいんじゃないかなという話を言ってくださっています。だから嶋戸邸をやっぱ倭寇の本拠地の大事な証として残すことと、そしてその家の危険家屋としてのそれを両方兼ね合わせた考え方というか、補修の方法というのを役場のほうから何かちょっと危険家屋解体に対しても90万円の予算が今度はいっていましたけれども、そういうのを利用して、何かできないものかなということをちょっとお尋ねしたいところでございます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど答えましたけれども、その瀬戸山邸、以前松田さんという方の町長時代も私、お断りというか、古民家指定にさせていただきませんかというお断りに行きました。議員のおっしゃるとおり、当時立派でした。土間もありまして、すぐたんすから引戸からすごいものがついてて、金具から何から。当時やりから何かあったということだったんですけれども、盗難に遭われたということで、それもなくなったということです。もったいなと思って。竹之下邸も同じような家で、土間も広くて、昔のいろりがそのままある状況だろうと思っております。町文化財指定になっていない状況であります。歴史的価値があると町が保守保存をするとなりますと、まず文化財指定をされることが先決だと考えます。文化財指定につきましては、そのものに対する所有者の文化財指定の同意が必要となります。下伊倉城跡につきましても、竹之下邸、瀬戸山邸につきましても、以前、町文化財指定に向けて同意の確認調査を実施いたしましたけれども、いずれも同意できない旨の回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

だからそのとき同意をいただけなかった方が今は高齢になられているとか、それから亡くなられている方とかいろいろいらっしゃいますので、またその遺産を引き継いだ方々もいらっしゃいますので、もう1回町長のトップリーダーを権能を発揮して1回アプローチをしていただきたいと思うんですけれども、そうしないと唐仁古墳群、そして下伊倉城の意義が、歴史の土台からなくなってしまいます。だから東串良のやはり何かといったら、前も言いましたけれども、ピーマンであるとか、それからいろいろ役場のそういう目玉とかありますけれども、相撲とか。やはり唐仁古墳群、下伊倉城というのは大きな発信になっていくと思いますので、その辺を御理解よろしくお願いします。

以上です。終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休	憩	午前 1 1 時 0 0 分
— ◆ —		
再	開	午前 1 1 時 0 9 分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、通告に基づいて大きく4点ほど、今回取り上げました。

まず、教育行政の就学援助制度の拡充の問題であります。当然のことながら、義務教育は、無償とするというふうに定められておりますし、学校教育法25条では、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定をしておりますし、市町村に就学援助の実施義務を課しているわけです。そしてその後の国会論戦もちょっと見てみましたが、準要保護者の認定は、地域の実情に応じて市町村の判断で行えると。そのための財源は、地方交付税の基準財政需要額に算定されるということが明らかになっております。

さて、今回、生活保護法の改定に伴って、小中学校の入学準備金がそれぞれ1万円ずつ引き上げられたというふうに聞いておりますが、本町の場合もこの小中学校の入学準備金については、それぞれそうした引き上げられた準備金が就学援助として支給されているのかどうか、本町の実態について答弁を求めます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本年度の入学準備金は、昨年度の金額から小中学校とも1万円ずつ引き上げられています。本町の実態ですが、小学校で5万600円、中学校で5万7,400円となっております。本町でも国の基準どおり引き上げしておるところです。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、生活保護法の改定で、引き上げられたというふうに聞いてはいるんですが、準要保護の世帯でも同じように1万円ずつ入学準備金が引き上げられたのかどうか、その点はいかがですか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えします。

本町では、準要保護世帯のみであります、国の基準どおりに引き上げているところでは。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

そうすると、本町の場合は、生活保護世帯の指定は小中学校に入学していないという実態があるということだと思います。

そこで各地で就学援助の対象者をもう少し広げようと、今、子供の貧困の問題もありますので、そういう動きがあります。だから本町でも一定の準要保護の家庭について就学援助を与えるかどうかということの基準の収入の枠、これをもっと引き上げるという表現が正しいのかわかりませんが、多くの子供が就学援助が受けられるように、この収入枠を広げるという対応については、検討していないかどうか。毎年2, 30名だと思います。ですから児童数からいけば、もう少し増やしてもいいんじゃないかという感じがするんですが、その辺の議論はないのかどうか、よろしくお願いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えします。

昨年度の6月に申請があつた時点で、4件ほど基準外の世帯がありましたので、教育委員会で検討しまして、基準を緩和するよう要綱を改正して、申請された4件とも追加で認定したという経緯があります。家庭の収入枠を引き上げて、支給対象者が拡大されているのが今の実情です。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

教育委員会の配慮に私も感謝したいと思います。

それから、これまで就学援助の対象とはなっていなかった卒業アルバム代とか、それから私はPTA会費と書いていましたけれども、修学旅行費の単価の引き上げとか、そういうのが幾つか変更が出ているようですが、その辺の実情については、いかがで

しょうか。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

お答えします。

御指摘の内容につきましては、近隣の市町でもほとんど支給がされていないようですので、今後も近隣市町の動向も見ながら、もうしばらくは様子を見ようかなというふうに今考えているところです。

議 長（田之畑）
9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

これは全国的な議会と自治体という雑誌が発行されておりますが、その中でも、また国会の論戦においても一定の単価の引き上げ、それから新しく卒業アルバム代を就学援助に含めると。それから修学旅行費の単価を余り金額的には大したことはなかったと思うんですが、単価を引き上げるという情報が入っておりますので、ぜひ検討されて、そういう方向で実施をお願いしておきたいと思います。

それでは、次に、職員の処遇について、2 番目の問題です。

これは、これまでも取り上げてきましたが、会計年度任用職員制度の問題、本町は71名とかいうふうに聞いておりますが、新制度移行の準備状況と処遇改善についてであります。この問題では、総務課から議員に対して、議会に対して、この制度確立までのスケジュール表が配付をされました。準備がスケジュール表どおり進んでいるのかどうか。来年の4月からは、この新しい制度を開始しなければならないという状況になっているようです。しかし総務課の業務との関係を見てみますと、この4月に町議選挙がありました。それから来月は参議院の選挙があります。そして来年2月か3月でしょうか、先ほど町長は出馬表明をされましたが町長選挙もあると。総務課の業務としては大変ではないのかと。私がそこまで心配する必要はないかもしれませんが、来年4月まで規則の整備、条例等の整備を含めて、この制度を改定していくというスケジュールどおりいくのかどうか、組合との協議もしなければなりません、そこら辺も含めて、新制度へ移行するための準備状況は現在どこまで進んでいるのか、スケジュールどおり進んでいるのかどうか、その辺の取り組み状況を答弁願います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

会計年度任用職員制度につきましては、現在、9月議会への条例案の上程に向けて準備作業を行っておりますが、今回の補正予算案にも計上しておりますとおり、関係例規等について最終的に業務委託を行い、制度に不備のないよう努めたいと考えております。

具体的な準備状況といたしまして、給料、報酬等について、単価設定や勤務時間等の勤務条件等について検討を行い、条例等例規整備を行う予定となっております。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

今回の補正予算の審議の中で、同僚議員の質問に、待遇改善に問題について、垂水市と南大隅町などの例を参考にして、検討を進めているというような答弁がたしか総務課長からあったと思いますが、新制度への移行に伴って、これまでと違う処遇の改善策というのは、どこまで考えているのか、その点の答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

処遇改善につきましては、先ほど申し上げたとおり、給料表等の設定、勤務時間や諸休暇等について現在検討中でございますが、財源の関係や隣接町村の状況も踏まえて対応していきたいと思っております。

またフルタイム会計年度任用職員を任用しますと、交付税が減額されるおそれもあり、非常に頭を悩ませているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

政府は本当に無責任にもこういう期末手当を定員外の職員にも出していいんだよと言いながら、会計は出さないと、金は出さないと全く無責任極まりないわけですが、それについても全国から議会の意見書とか、それから知事の全国知事会とか、いろんなところで政府に対するこの制度移行に伴う財源保障を求める声が大きく広がっている状況もあります。その辺のことも見ながら、ぜひ私はこの期末手当を支給でき

るように検討を進めていただきたいということを要請して3番目の問題に入りたいと思います。

子育て支援との関係で、子供の国保税の均等割制度はもう廃止すべきだということで前回取り上げました。3月議会で取り上げて、町長は実施の方向で検討したいと、答弁をされたわけです。税を国保税という税ですが、この税を頭数で取るという、いわば人頭税とも言えるこの国保税の均等割について進んだ自治体ではもう18歳までの、これは余り全国的にそう多いわけではありませんが、18歳までの全ての子供の均等割を廃止したところもあります。前回の町長の答弁でたしか年間1人当たり均等割は2万6,000円ぐらいでしたかね、安くなると。1人についてですから、子供が3人、4人おると、本当に生活も大変ということですが、実施の方向で検討したいということでしたので、その検討の結果はどうなっているのか、そして具体的な年齢とか対象となる子供は何人目からなのか、全員ではないのか、そのことも含めて答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

3月議会定例会におきまして、答弁いたしましたとおり、国民健康保険世帯の経済的負担の軽減あるいは少子対策といたしまして、子供の均等割保険税の軽減施策は重要なことと考えております。そこで国民健康保険税における子供の均等割額減免実施自治体を調査いたしましたところ、各自治体によってさまざまな取り組みを行っており、大変参考になったところでございます。こういった取り組みが本町の実情に合っているのか、さらに検討は必要となります。

また御承知のとおり、国民健康保険が相互扶助の精神に立脚する社会保険制度である以上、負担の公平を確保すべきことは当然であります。その観点におきまして、特定の人、世帯だけが優遇されることにつきましては、疑問が残るところでございます。検討する中で公平な保険税の負担のあり方について、慎重に考慮すべきであると考えております。

なお、国民健康保険制度は、平成30年度から財政運営主体が県になりましたので、県との協議が必要となります。さらに本町は、現在4方式ですが、県の方針で令和5年度までに資産割を廃止して3方式へ移行することが既に決まっております。そのことも踏まえながら県と協議を重ねた上で、本町の国民健康保険特別会計の財政状況及び一般会計の財政状況等を見きわめながら検討を重ねているところでございます。

今、多方面から検討を重ねている段階でございますので、具体的な年齢や対象となる子供は何人目からか全員ではないのかといった具体的な内容までは検討しておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

3月議会の答弁では、実施の方向で検討したいということでしたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

そこで、この問題では手続上の問題について聞いておきたいと思います。子供が生まれると当然住民課に出生届を出しますね。それから他市町村から子供連れが転入してくると転入届を提出をされます。その時点から直ちにこの均等割は徴収されるものなのか。あるいは、保険証は、これは病院との関係があるので直ちに発行すると思いますが、その均等割が徴収されるのは、出生届や転入届が提出された時点からなのか、あるいは税の申告の後から徴収するということになるのか、これは福祉課長でも税務課長でも住民課長でもどなたでも結構ですが、オギャーと生まれてすぐに出生届と同時にこの2万6,000円が毎年子供から徴収されるということになるのかどうか、その辺の手続上の問題について、どなたでも結構ですが、課長さん、福祉課長、税務課長、住民課長どなたでも結構ですけれども、答弁願えますか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

国保税につきましては、今、議員お尋ねの件につきましては、異動で来られた場合、当然国保加入の手続をするわけですが、その後、賦課資料を請求をいたしまして、転入をした時点で国保税の計算はされますので、転入をした時点で全ての先ほど4方式という話がありましたけれども、賦課方式に従って賦課されるというふうに御理解いただければと思います。当然、子供が生まれたらその時点での賦課をされるというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

オギャーと生まれた時点から親としては喜んでいいのかどうか、その辺も、当然喜びのほうが大きいはと思いますけれども、課税されるという、こういうのは国保以外にないですね。国保税以外に人头割で徴収される税というのはないと思うんですね。だからそういうことも含めて、ぜひよく検討をお願いしたいと思います。

次に、4番目の税制の問題です。

障がい者控除について、税金というのは、その前年の収入から経費を引いた残りの所得から、さらに障がい者控除というのを引くことができるんですね、障がい者がいる場合。所得税が27万円、住民税は26万円をその所得から差し引いた残りに対して税率が掛けられるということになるわけです。この問題は、今回初めて取り上げましたが、要介護の認定を受けている、そういう人は、これは障がい者控除を受けることができるんだ、というふうになっているわけです。高齢者、とりわけ要介護の状態にある高齢者の経済的な負担軽減につながる制度として、障がい者控除対象者認定制度と、つまり、障がい者手帳を持たなくてもこういう人は障がい者控除の対象となりますよ、という認定を町長名ですることができるわけですね。障がい者手帳がなくてもですね。どういう人かというと、介護保険の要介護認定を受けた人で、障がい、高齢の日常生活自立度、私もこんなのは余りよくわからないんですが、自立度がA以上、または認知症高齢者の日常生活自立度が2以上である場合に、市町村長からそういう障がい者控除の対象となりますよという認定書を交付するという制度であって、これがあれば、先ほど言ったように、障がい者控除を残った所得から引くことができるという制度であります。

日常生活自立度がA以上の人というのは、屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しないと。介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する人。外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしていると。または、認知症に関しては、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる人と、こんな人はたくさんいるんじゃないかと思うんですね。要介護の認定を受けている人でも。

そこで、本町は、この制度に基づく障がい者控除の対象となった場合の認定書というのを発行しているのかどうか、また発行していれば何人に対して、この認定書を発行しているのか、その点の答弁をお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

障がい者控除対象者認定書の交付は、毎年要介護認定を受けられた方々が申請され、障がい者控除対象者認定要綱及び主治医の意見書に基づき、特別障がい相当、普通障がい相当、非該当の区分で認定書を交付しております。平成26年度から30年度までの5年間の実績といたしまして、平成27年、29年、30年度は各2件、平成26年と28年度は申請がありませんでした。認定状況といたしましては、申請件数が6件のうち、特別障がい相当は4件、普通障がい相当は1件、非該当が1件でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

私は、これは非常に少ないんじゃないかと思うんですね。この認定を受ければ、税金が安くなるわけですから、ぜひ広めてほしいと思いますが、この制度が適用されると思われる、福祉課で数えられたかどうかわかりませんが、適用されると思われる要介護認定者というのは何人になるのか、その点答弁願います。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

今お尋ねの件でありますけれども、この制度が適用されると思われます要介護認定者の人数であります。先ほど牧原議員の質問の際、町長が答弁しましたとおり、現在、今年の3月31日現在で352名の方が要介護1から要介護5までの認定をされております。その中でも先ほど宮地議員からも御指摘がありましたが、申請ができるという意味では自立度、それから認知度、この両方で推計をしますと、300名程度は申請ができる方がいらっしゃるのではないかとというふうに推測しております。さらに、実際に税の控除につながる方がどれぐらいいらっしゃるかと、そういった意味では10名程度はいらっしゃるのではないかと、そういうふうに推定をしているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

実はこの問題は、鹿児島市議会で共産党議員が取り上げた問題であります。鹿児島市では、申請可能な対象者、うちは先ほど福祉課長から300名ぐらいの数字が出ましたが、鹿児島市では、3万3,064人申請可能な対象者がいると。しかし、実際に認定書を交付したものは、わずか558人と、2%にも満たないと。本町の場合、非常に少ないですね。どのくらい安くなるかという点では、これも鹿児島市当局が議会で述べた答弁ですが、65歳の単身者で年金収入180万円の場合、障がい者控除が認定されていないと、全部で所得税、住民税、介護保険料合計で11万3,700円の負担だと。ところが同制度により認定された場合、所得税、住民税は、ともに負担はゼロ、介護保険料も5万6,200円となって合計5万7,000円ほど負担が減ると、年間の負担が。平成14年、ちょっと古くなりましたが、平成14年8月

に厚生労働省は、高齢者の所得税、地方税上の障がい者控除の取り扱いについてという事務連絡を出して、この制度に関して都道府県におかれては、管内市町村への通知をお願いいたします、という要請が行われておりますが、なかなか、先ほど町長も言われましたけれども、他の市町村においても、この周知徹底が十分行われていないと。だから障がい者も申請をなかなかしないという状況があるわけです。鹿児島市もなかなか、ほとんど知られていないという状況があるようでした。

したがって、この制度の周知徹底をぜひ十分やっていただきたいと思います。本町の周知徹底はどのようにされているのか。広報紙ぐらいで済んでいるのか、あるいは本人に直接この300名に対して、あなたは申請してみませんかというふうにやっているのか、改善すべき点はないのか、その点を答弁願いたいと思います。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（東水流）

税務課からお答えいたします。

税務課では、例年、町県民税、国保税の申告受付の前に、申告受付に関する注意事項と事前に準備する書類等につきまして、申告受付の日程表と併せまして、チラシを町内全戸に配布しております。本年も例年どおり、障がい者控除の要介護認定者への適用について周知徹底を図るため、平成31年度町県民税、国民健康保険税の申告受付に関するチラシを町内全戸に配布いたしました。そのチラシには、申告受付時に準備する書類といたしまして、障がい者控除対象者認定書については、65歳以上で、身体障がい者手帳交付者と同程度である方の状況等を確認の上、役場福祉課で交付しますというふうに記載して、説明しているところでございます。このチラシは、町内全戸配布しておりますので、周知徹底させるためには最も有効であると考えておりますが、さらにこの制度を周知させるために、広報紙に制度の概要をまとめて、再度説明してはどうかと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

担当課の努力をお聞きしました。ぜひ、計算例も中には入れておいてほしいんですよ。こういう人は対象になりますよと。同時に例えば年金だけの収入で、これだけしかない人は、この申請をすればこうなりますよというような計算例も入れていただければありがたいというふうに思います。担当課の努力が本当に御苦労さまですけれども、よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休	憩	午前 11 時 42 分
再	開	午後 1 時 00 分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番 小川香織議員の発言を許します。

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

おはようございます。新人議員、小川香織です。通告に従いまして、1、東串良町の財政状況について、2、教育環境について、3、高齢者や障がい者の生活や健康を考えた東串良の取り組みについての3点の一般質問をいたします。

まず初めに、東串良町の財政状況について、町長にお伺いいたします。

東串良町の財政状況は、広報紙等でも掲示をされ、円グラフなどのわかりやすい表記をされております。しかし、そのグラフの説明には、専門用語も使用されているため、町民に十分な財政状況の把握と理解が得られているとはいいがたい状況です。財政は、さまざまな事業を行うに当たり、重要な要となります。さっきの議会でも財政については、質問と返答がなされ、自治体財政の健全化をあらわす判断比率より、いずれも良好な状態であると答弁されてこられました。宮原町長が就任され、3年4カ月が経とうとされておりますが、町政の各施策において、「一步前へ進む行動を」というスローガンを掲げ、財政改革の陣頭指揮に当たられてこられた結果であると思います。しかし、自治体財政の健全化をあらわす判断比率を細かく見てみると、資金繰りの危険度をあらわす実質公債比率は、平成28年度では5.8%であったものが、平成30年度には0.2%上昇し6.0%に、財政構造の弾力性を測定する指数である経常収支比率は、平成28年度87.2%であったのが、平成30年度には89.6%と2.4%上昇しております。町債残高につきましては、平成28年度では、約50億円であったものが、平成30年度には、約54億円に膨らんでおります。これは、つまり財政構造の硬直化が進み、財政運営の自由度がかなり狭まってきていることをあらわしているのだと考えます。自治体を取り巻く環境が大変厳しい中、恐らく本町だけの傾向ではないと思いますが、こういった本町の財政状況につきまして、どのような認識をお持ちなのか、簡潔に町長の説明をお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

財政状況につきましては、町の財政力を示す財政力指数で説明させていただきます。

本町の財政力指数は、平成29年度0.37であります。財政力指数は、町の標準的な収入を標準的な支出で割った率の過去3年間の平均値であります。この指数が高いほど町の余裕財源が多くなると言われており、単年度の指数が1を超えると国から普通交付税が不交付となります。県市町村課が公表している平成29年度市町村財政状況では、県平均は0.28、市平均は0.40、町村平均は0.19であります。町村平均以上、市平均以下の指数となっており、県内12番目の財政力ではありますが、5年前の平成25年度の財政力指数は、0.42でありました。5年間で0.05ポイントも減少しており、今後も減少傾向にあるため、5年前と比較した現在も今後についても東串良町の財政状況は厳しい状況にあります。この原因は、町税の固定資産税の中にも含まれている市町村交付金、志布志石油備蓄基地の大幅な減少によるものでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

主要な財政指数の推移をお聞きしたところ、財政基金の内容も確認し、とても厳しい状態にあると予想されます。今後、人口減少や町民の高齢化による財政減の確保等の課題や公共施設の老朽化による建て替え、更新、修繕、長寿命化対策等の計画的な管理を推移していかななくてはならない建物も多く存在します。つまり、今後予定される多額の財源を要する事業を実現するためにもしっかりと財源を確保する必要があると考えます。

先日、市町村議会議員研修会に参加し、地方創生の成功の鍵について学んできました。そこでは、これから町として生き残るためには、それぞれの町が町として一つの軸を起案し、その取り組みから社会的課題の解決と地方創生につながる必要性を説くことの重要性和緊急性を述べておりました。

一方で、過疎地域自立促進特別措置法が平成32年度をもって終了するお話もされました。とにかく国も財政難であります。今後もこのような補助金、交付金、助成金等の打ち切りが検討されることを予測して、事業を計画する必要があると思います。つまり、必要な事業の継続やサービスの提供の維持を考えますと、自活できる町独自の政策案を早急に立ち上げる必要があると思いますし、依存性が高い事業の再評価を行う必要があるのではと考えます。

そこで二つ目の質問をさせていただきます。

本町で行われる事業について、補助金、交付金、助成金等で運用される事業はどの程度あるのか、その依存度も含めてお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

補助金、交付金、助成金で運用される事業はどの程度があるか、また依存度についてであります。国庫支出金が3億5,777万1,000円で7.7%でございます。県支出金が4億6,127万8,000円で9.9%でございます。各種交付金が9,015万6,000円で1.8%となっております。このうち国庫支出金、県支出金が特定財源となっております。この特定財源に多く充当されている予算については、土木費に37.9%、民生費に36.7%、農林水産費に27.6%、衛生費に16.7%充当されております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

通常、まちの施策や事業を開始し、拡大する場合には、予算が必要となります。予算は、当然町民のために使われる必要があります。その限りある予算を使うに当たっては、しっかりとした事業計画と、それに類似する根拠やデータを示すことが必要です。つまり、全ての事業は業務効果や利用効果、金銭的效果などを事業の計画時点でシビアに数字を割り出し、政策執行のプロセスにおいては、Do Check Actionのマネジメントサイクルを基本とした事業の適正化と幅広い情報収集や意見集約を行い、的確な将来予想と費用抑制効果を高めていく必要があると思います。つまり、計画をする以前の事前検討が必要であり、その根拠と責任追及に関しては、決定される町長と議員である私たちにも責任があると思います。その責務を果たすべく、行政改革と財政の健全化を良好な状態で維持していく必要が必要不可欠ですし、将来負担を伴う投資的事業の見直しや事業効果の見極めと事業事務補助金の見直しが必要であると考えます。しかし、その見直しだけでは財政不足を全て解消することはできませんので、次の質問にもなりますが、財政力の確保についても、早急に考えなくてはならないと思います。

本町の自主財源率は、平成28年度では32.1%に対して、平成30年度では37.1%と上昇しております。これはつまり、先ほどの財政力の指数にもありました

が、町長を含め、各執行部の方、また町民の方の取り組みの成果だと考えております。

一方、依存財源を確認しますと、多少の減少は認めるものの、以前と変わらず依存財政が全体の半数以上を占めております。先ほども言いましたように、これからは社会状況を予測した自活した町政を考えなくてはなりません。その上で財政確保は重要な課題であります。

そこで、町長に伺います。

今後、自主財源の確保について、どのような施策を考えておりますでしょうか、お答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

人口増加対策が自主財源の確保に有効的と考えております。本町が継続的に実施している定住促進事業がそれに該当するところでございます。さらに付加価値をつけるために、福祉の充実、農林水産業の支援、教育環境の充実、生活環境の改善に取り組んでいます。

また、本町の住みやすいまちづくりのため、観光地の整備にもあわせて力を入れて取り組んでいます。なお、ふるさと納税についてもいろいろ縛りがあるわけですが、できる範囲で増税対策を講じていきたいと思っているところでございます。

歳出予算の見直しについても随時実施しています。今年度は、庁舎を含めた7施設の電気料金の見直しを図ったところでございます。来年度では、今年度でエアコン設置が完了する中学校、小学校の3校分を含める10施設の電気料金を見直しを計画しております。今後も引き続き自主財源の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

自主財源については、柔軟に、そして計画的に問題を解決しなくては、まちの存続はできません。本町には、素晴らしい人と資源、誇るべき農業、畜産、漁業等があります。定住促進事業もしかるところながら、観光産業等多方面に視点を当てた財源確保を考えなくてはいけない時期に来ていると思います。

平成30年度に行われた第2回一般質問でもお答えになられた財政源を増やすための方法についての人口増加対策を課題とし、定住化促進団地整備事業や近隣市町と実

施している民間資金活用集合住宅建設促進事業を掲げ協議していると言われておりました。日本の総人口が減少すると予測される中、近隣と同じような政策では、今後の人口増加にて財政源を確保するという政策には不安視する声もあります。

学校給食補助事業等は、先行した独自のサービスとなり得るため、本町の魅力となると言いますが、類似したサービスはすぐに本町以外でも開始されると危惧いたします。つまりこれからの東串良の未来を構築する上で、本町の魅力を十分に引き出した本町にしかできない施策を考えるとともに、未来を見据えた計画の立案が必要となると思います。これはつまり平成31年度の予算の特徴の項目の中に、生活環境の改善とあり、移住定住プロジェクトチームを設置して、魅力的な就業、子育て、教育、環境、住居環境の検討を考えておりますが、具体的にどのような計画を掲げているのか、明確に記載はされておられません。

柏原にあるにこにこ館は地方創生加速化交付金を地方創生事業と活用した拠点事業であります。継続するための維持管理費などを考えると、国の財政や補助金の打ち切り等で継続できなくなる可能性も秘めております。つまり充実したサービスの提供には自立した町政が必要となるのです。

その上で町長にお伺いいたします。

現在、補助金や助成金、交付金で賄われている事業で、自立してサービスを提供できる事業というのはどのくらいございますでしょうか。

また、その補助金等が終了した際でも、同様のサービスを提供できる施策を考えた上で御答弁いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えしますが、今の補助金とか、助成金をもらってというか、やっているにこにこ館にしろ、物産館にしろ、なかなかひとり立ちができておりません。本当にひとり立ちできるように頑張ってもらいたいものと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

財政については、一人の力ではなく、全体で考えないといけない問題であるということも承知しております。いろいろな現状や状況を踏まえていらっしゃることも伺いましたので、これからさまざまな取り組みを行っていただければいいと願っております。

次に、2番目の教育環境について伺います。

最近、児童、保護者、関係者等を含む交通事故の報道が絶えません。私は、選挙を行う前に交通安全教室の開催に当たり、池之原小学校の児童の交通状況の実態把握を含めた朝の交通整理に立ちました。その際、児童の置かれている環境において危険な状況を垣間見ました。これまでも問題に上がっている保護者の送迎や学校の敷地内における職員の車の出入り等による接触事故の危険性や通学路における横断歩道や通学路の安全性等についてです。

まず、保護者による学校の送迎車の片側駐車により、児童や交通に支障を来す事例についてですが、これは学区によっても異なるのですが、柏原小学校につきましては、登校時間が7時半までに大半の児童が登校しており、早い時間の登校でもありますので周辺道路の交通量も少なく、車との接触事故については、池之原小学校より確率が低いのではないかと感じます。また、東門線の完成に伴い、道路の整備による通学路における安全の確保は、以前に比べると十分に行われていると思いますが、その一方で、それらの安心から児童の交通意識の希薄につながる事例は避けなければなりません。東門線で交通整理に立たせていただいた際に、小学校からくだるT字路にカーブミラーの設置がなく、歩道も十分に整備されておらず、またサイドに中央線もないため、勢いよく小学校のほうからくだってきた自転車に接触されそうになりました。これを登校中の児童に見立てると安全に対する十分な確保の確立とは言い難く、継続した安全面についての検討が必要だと感じました。

一方、池之原学区では、児童の登校時間が7時半から8時前後でありまして、この時間帯は送迎の保護者のみでなく、通勤による交通量の増加により、事故の確率上昇が危惧されます。実際に交通整理をしている際に、送迎の保護者同士の車の接触事故の回避による児童の巻き込みが起ころうな場面に遭遇いたしました。この安全に対する課題は一つではありませんので、全てを陳情することはできませんが、送迎を行う保護者も高齢化している現状もありますので、昨今の踏み間違いによる死亡事故多発の観点からも学校周辺の安全対策には早急な対応が必要と考えますし、また学校現場での教職員の車の出入りによる接触事故の危険性につきましても、本来学校は夢を育む安全で楽しい環境でなければいけません。教職員が学校敷地内に駐車を行うに当たって、児童、生徒の安全性に留意し、教育財産を良好な状態で管理するよう努める必要があります。県外で敷地内での車の乗り入れによる職員と児童の接触事故が発生している事例もあります。大切な児童に対する教育現場における安全対策は、重要な課題であると考えます。検討会を開催するなど、安全対策を徹底するよう努めなければならないと思っております。

そこで、伺います。

教育機関での車に関する安全対策や、また学校の交通による安全対策について、どのように把握し、検討されているのか、また検討していくのか、伺います。

議長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

子供が犠牲になる事件、あるいは事故等の報道がなされるたびに心を痛めているのは、私ども教育関係者だけではないと思います。全国的に一般の方を含めて交通事故が多くなっているように感じます。子供が犠牲にならないよう祈るばかりです。

先ほど議員からもありましたように、学校は安全で、子供たちが安心して生活できる場所でなければならないというのは基本的なことです。

さて、学校では、計画的に必要箇所での立哨指導、あるいは、校門での通学指導、交通安全協会や学校応援団、その他の関係者の登下校時の立哨指導や巡視等、御協力いただいております。おかげさまで大きな事故はなく、ありがたいことと感謝しています。しかし、事故がゼロというわけではありません。子供がひかれそうになるとか、自転車での自損事故とか、また職員の事故もあったところです。かねてから服務規律の一環として定期的に指導はしていますが、今後もさらに学校の職員だけでなく、役場の職員、そして教育委員会の職員は、特に定期的に、また継続的に指導を続けていき、その上で、子供たちへの安全への配慮を心がけるよう注意していきたいと思っております。

一方、本町としましては、昨年度から体力向上の意味からも歩育の指導をお願いしています。天気の良いときは、特に車での送迎はなるべく控え、学校から遠い人もあるところで降りて、500メートルぐらいは歩こうという運動をしております。中学校のPTA総会では、校長からお願いをしたと聞いております。そして送迎の際は、中学校では、門の近くの県道やJAの駐車場での乗り降りはせずに、役場の駐車場内でするようにお願いをしております。それは安全面からですが、さらに、役場の駐車場の出入り口が混雑する時間もありますので、できたら一方通行にしたらという意見も出てきております。今後検討してみたいと思っております。

あと、柏原小学校は、学校の隣接地を一部駐車場にする計画も具体的になってきています。ただ、池之原小学校の裏門への送迎が以前から問題になっておりますが、今回の相談ではうまく折り合いがつかずに、駐車場などの解決には至らず苦心しているところです。1年生の保護者の中には、事情がわからずに横づけをする方もありまして、保護者からも危険であるとの声がありましたので、PTA総会のときに事情を説明し、お願いしましたら、かなり横づけは少なくなったということで、まずは駐車場で降ろして歩くことを原則としてお願いしたいということでした。

さらに、駐車場で降ろして正門のほうから校庭に上がるよう指導したらどうか、という案もあるということでした。そうすれば職員の車と児童の移動が交錯するのが減ると思いますので、よい案ではないかと思われます。全面的な解決には、まだ時間がかかると考えています。当分は学校や保護者の協力をお願いして、できることからやっていきたいと考えているところです。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番 (小 川)

伺いました。

教育長におきましては、中学校の正門で、朝、交通整理をされる姿を毎日のようにうかがいます。子供の交通安全、安全面に対して、すごく一生懸命取り組まれている姿を見受けられます。

池之原小学校の裏門に対する車の送迎に関してなんですが、やはりいろいろな取り組みを教育長、また学校教育機関でも行っていることも承知しております。しかし、幾ら指導しても変わらない現状があるということも存じ上げております。

今回テーマにいたしましたのは、そういった解決策が見つからないうちに事故が起きてしまったことを危惧いたしまして、このように質問させていただきました。車が横づけされるのは裏門が多いと思います。その裏門に対して何が危ないのかというのを少し調査してみたのですが、池之原小学校の裏門の縁石、歩道の高さについてなのですが、少し古い建設物になるようで、高いところで14センチ、低いところで12センチになっております。中学校の近くや、柏原小学校の近くの歩道に対する縁石は15センチ以上、20センチ前後であります。これはつまり、歩行者の危険感並びに縁石の車両誘導性に基づく歩道高さに関する研究というのがありまして、15センチ未満、10センチ以上でありましても、時速が30キロでありましても角度が15度、つまり少し間違っただけでハンドルを切ってしまった状態でもその歩道に乗り上げてしまうという検査結果が出ております。20センチに対しましても、全ての車が歩道に乗り上げるというわけではなく、車両の左側車両だけ歩道に進入するというデータ結果もあります。正門のほうを主な門にするということで早急に検討を進めていただければありがたいのですが、もしそういったことで反対意見が出まして、裏門に対する通学がどうしても解除されないようでしたら、あの歩道に関して少し交通安全の対策も兼ねて考えていただきたいなと思います。例えば、横断歩道をつくる、もしくはガードレールを設置するなどの案もあるのではないかと思います。しかし、これらは町だけで考えられる問題ではございませんので、やはり交通安全に対する検討期間などを設けていただいて、お話し合いをしていただければなという要望に達します。

次に、学力について質問いたします。

現在、取り組まれている小中一貫教育に関しまして、平成30年度で整備期間を終え、学校現場指導の組織編成となり、三つの力を育てることを最大の方向性とし、本来の学力向上についても取り組みを行うと計画されておりましたが、具体的な方向性と計画についての表記が見当たりませんでした。私の検索不足でもあります。この機会に詳しい方向性と計画のほうを教えてくださいたいと思います。お願いします。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

御指摘のとおり、昨年度から学校現場主導をお願いをしまして、教頭先生を中心に
して自分たちのこととして動き始めたという感がしております。だからこれからはあ
る程度先生方に頑張ってもらって、見守っていきたいと考えております。

小中一貫教育のそもそもの目標は、小中の教師が同じ方向を向いて、同じ目標を持
って教育を進め、一人一人の子供たちを見守ることで、中一ギャップの解消や不登校
生徒の減少に努め、学力の向上を図ることです。これまでも小中の連携はして
いたのですが、それをさらに強固なものにするために、小中別々であった教育課程を
小中のつながりのある9年間を見通したものになるよう組織化しようというものです。

また、他の市町村にあるような同じ敷地内に小中学校をまとめた義務教育学校のよ
うな一体型ではなく、本町はご覧の通り分離型であり、組織上は、独立した形で小中
学校の教員同士が目指す学校像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的
な教育を目指す併設型小中学校ということです。それゆえに、外から見ると一般の方々
には何が違うのかわかりにくいのだろーと思ひます。ただ、これを始めたからすぐ不
登校がゼロになったとか、学力が急激に伸びたと言えゐるものではないことは御理解く
ださい。新たな不登校生を生まないように努力しながら、事業に支障を来すような大
きな問題がほとんどなくなってきた今は、本町の最大の課題である学力向上に全力を
挙げたいと思ひております。そのためをお願いを校長会を通じてしてございまして、機
会あるごとに先生方にもお話をしております。5月末の校長面談では、校長の覚悟を
お願いし、6月4日の第1回小中一貫協議会学習指導研究会相互授業参観の際には、
先生方の意識改革を訴えお願いしたところだす。多少時間はかかると思ひますが、保
護者の御協力も切にお願いをしたいと考えています。学力向上につきましては、本町
のみならず、大隅地区、また鹿児島県が今大きな課題として捉え、県の教育委員会、
大隅教育事務所を挙げて取り組みを始めています。学校や教員はもちろん頑張らせま
すが、皆様の御理解と御協力をお願いしておきたいと思ひます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

これまでの整備期間での学力に関する成果は、はっきりと見えておりませんでした
が、今後の成果に期待したいと考えます。

また、今後の組織編成と経過評価には、十分な情報の収集と教育機関の関係者、保
護者による取り組みが必要になりますが、現代の家族構成や社会状況を考えると保護
者の関わりには限界があると考えていおります。その現状も考え、また、保護者の状
況も考え、念頭に入れ、今後の計画の取り組みをしなくてはいけないのではないかと
も思ひております。児童の1日の大半は学校教育にあります。教育の無償化が検討さ

れる中、学力強化に塾を検討される保護者も多くなっております。

また、子供の学力によって進路決定が狭められることもあります。子供の未来は無限だと考えると、学力による進路変更がなされないよう、これからの検討と計画をお願いしたいと考えております。

また、学力向上に対する課題の検出を行うとともに、毎年度実施される鹿児島学習定着度調査の結果におきまして、目に見える改革の評価が報告されることを期待しております。

次に、児童の熱中症対策について、クーラーの設置状況も含めた計画と進行状況をお伺いいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えします。

両小学校のクーラーにつきましては、予定どおりに計画し、業者も決定しました。9月末までの工事期間を予定していますが、1日でも早く工事を終わられるようお願いをしているところであります。ただ、国の政策、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金事業のために、クーラーは全国的に一齐に工事が始まると思われますので、関係の機材が間に合わないことも予想されています。そのために若干完成時期が遅れることも想定しておく必要があると思われます。そのことは御理解いただきたいと思います。

また、それ以外の暑さ対策や健康管理につきましては、授業や学校生活に関する範囲ですので、各学校で必要に応じて取り組み、対応していると考えていますが、気になることやお気づきの点などありましたらお知らせいただければ早急に確認して、また必要な対応をしていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

完成時期が遅れるということで、各学校において、その対策をされているということも伺いました。鹿屋の4月の最高気温は27.7度でした。また5月の最高気温は33度、6月は現時点ではありますが、29.4度で、現在までの4月から6月までの気温の平均値は26.9度であります。長時間の課外活動や運動等による端的な体温上昇も考慮し、検討すると早期対策と改正が必要だと考えております。熱中症を引

き起こす要因としては気温以外のさまざまな条件が加わり引き起こされると承知しております。参考までなのですが、日常生活における環境庁の指針では、暑さ指数というものがありまして、暑さ指数による温度基準は、25度以上を警戒レベル、28度以上を厳重警戒レベルとしております。体表面積の狭い児童や活動量の多さ、発汗量と水分補給量の不均衡から熱中症の症状の発生においても十分注意しなければならないと思います。柏原小学校での内容はちょっとまだ把握しておりませんが、池之原小学校では6月から水筒の持参の開始の案内が来ました。また、中学校におきましては、7月から水筒の持参が開始されるという報告がございました。先ほどの気温上昇を参考に考慮しますと、この水筒持参の開始時期について早急に検討、または対策する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

水筒持参につきましては、私どものほうでいつからしなさいとか、そういうことを申し上げることはありません。各学校での校長判断だと思います。今のところは、特にそのことで問題があったということは聞いておりません。

議 長（田之畑）
1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）
伺いました。

ただいま熱中症などのそういった事例の報告はないということをお聞きしました。そのことで安心はいたしますが、やはり予防というのは、その症状を発生するための前置きの予防でありますので、検討会を開いていただくなど、本当にそれが適切であるか話し合っていたいただきたいと思いますと考えております。

また、持参する水筒の内容に関してなのですが、お茶、もしくは水という記載がありました。お茶にはカフェインが多く含まれており、そのカフェインによる利尿作用があります。運動時には大量の塩分とミネラルを失うため、水分補給のみならず塩分の補給も含めて対策を講じる必要があります。汗を大量にかくとミネラルと塩分が消失され、そこに水分だけを補給してしまっても、血中の塩分とミネラル濃度は低い状態のままで、熱中症の症状が強くなったり、発汗作用がうまく作用せず、体内の温度調節が十分に行われな。また、体内の体温拡散がうまくできないこともあります。気温の激しい今日でありますので、早急に今の対策で十分であるか検討していただく機会を持っていただきたいと思います。

最後に、3番目の質問となります。

本町における高齢者や障がい者の生活や健康を考えた取り組みについて、1点目で

すが、地域密着型サービスの実施状況と実施する人材の確保等について、どのように考えているか、見解をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

現在、町内の事業所で実施されている地域密着型サービスは、19人未満で実施する小規模のデイサービスであります。地域密着型通所介護等グループホームに当たります。認知症対応型共同生活介護の二つでございます。地域密着型通所介護は、明光園デイサービスセンター、デイサービスセンターあじさい、デイサービスらんらんの3事業所で、認知症対応型共同生活介護は、グループホームルーピンの里、グループホーム南の太陽、グループホームあじさいの3事業所でそれぞれ実施されております。このうち、グループホームについては全て定員に達しております。

サービスを実施する人材の確保ということでございますが、いずれの事業所におかれましても、人材の確保には苦心されておりました、中には外国人を労働力として検討されている事業所もあるとお聞きしております。

小川議員のお尋ねは、介護現場での人材不足について、町は何か対策を考えているのかという趣旨の御質問と受けとめておりますが、町はあくまでも保険者でございますので、各事業所が実施している事情について指導を行う立場でございます。

また、事業所における人材の確保は、事業所の経営に深く関わってくる問題であるため、事業所側で十分な検討がなされる問題であると考えております。

また、各事業所からもこの件に関する相談等は今のところございません。したがって、町といたしまして、特段の対策は現段階ではございません。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

次に、介護保険事業の実施調査の有無について、本町の介護保険事業の実施状況と今後の見解をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

介護保険の実施調査は3年ごとの介護保険計画の見直しに当たりまして、計画策定の前年度に実施しております。今年度が実施調査の年となっております。調査は65歳以上の高齢者を中心に在宅要介護者や若年者40歳から64歳の居住者等を対象に、鹿児島県の説明会が終わり次第、おおよそ11月から3月を目処に実施する予定であります。

介護保険事業の実施状況といたしましては、大きく三つに分けて申し上げますと、一つ目は、従来のサービス事業及び施設入所等を中心とした介護事業と、二つ目は、医療と介護が連携した在宅での介護事業、三つ目は、生活習慣病の予防対策も含めた介護予防事業の実施でございます。

一つ目の事業所における介護事業については、説明を省略させていただきます。

二つ目の在宅での介護事業ですが、国も医療と介護が連携して実施する在宅医療・介護連携推進事業を中心とした地域包括ケアシステムの構築を推進しており、本町でも平成25年度から医療従事者を初め、介護従事者等の多くの職種の方に出席していただき、さまざまな事例等について実践的な研修を行っております。

さらに、国は介護予防事業に対する取り組みも推進しており、本町では、ころばん体操やひらめき体操、いきいき体操等を実施しております。

また、特定健診等を多くの町民に受診していただき、糖尿病や高血圧などの生活習慣病を早期に発見し、生活習慣の改善を図ることで、健康寿命の延伸につなげ、要介護状態にならない取り組みも行っております。

いずれにしても、現在の介護事業の状況を第8期の計画に十分反映させるとともに、これらの施策の実施により、将来的には要介護の減少、介護保険料の引き下げにつなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

現在、在宅での医療を国も推進しております。医療と在宅での介護を含めたサービス事業についてなんですが、本町では、医療と在宅介護を含めた地域密着型サービスの提供について施設のほうが充実していない状態であります。その点については、いかがお考えでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

事業所のほうで、確かに先ほど町長が申しました通り、人材不足ですとか、そういうことで在宅での介護を要する方々の要望に十分応えられないという現実があることは承知をいたしております。それにつきましては、先ほど町長からもありましたように、さまざまな形で、この在宅医療がスムーズにいくような形で、今ある資源をいかに有効に活用しながら、そのような問題に対応していくかということを今それぞれの担当で検討をいたしております。検討と同時にさまざまな研修も行って、そのような事例に対して対応できるような体制をつくっていきたいということで今進めているところであります。

つい先日なんですが、鹿児島県のほうからその人材不足ということにつきましては、今回初めてなんですけれども、令和元年度におきまして、介護人材確保対策検討地域部会というのを設置するということで、鹿児島県のほうから通達がありました。これにつきましては、地域振興局を中心として、その管内の市町村が参加をしまして、その人材確保に対する、まず地域の課題、そしてどのような方策があるのかということを検討するに当たりまして、まずは地域の課題を1回出し合おうということで連絡が入ったところであります。予定としましては、8月と2月に今年度開催するということでございます。

いずれにいたしましても、この介護を担う人材が不足しているということは間違いありません。それから在宅介護を進めていく上では、訪問看護のこの事業というものが加わってこないと今ある医療機関、町内の5つの医療機関でございますけれども、この先生方でもなかなか大変であるということで、この訪問看護の事業につきましても、今度の第8期の介護計画の中で十分検討されるものと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

少子高齢化に伴い、本町でも福祉に対する問題は、重要な課題と考えております。

東串良町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画のほうを見させていたいただきましたが、隣接する町や市、県では介護に対する費用というのが膨らみ、財政を圧迫しているところもあると聞きます。しかし、本町ではその歳入に当たる歳出を十分検討し、できるだけ介護保険の保険料が上がらないよう努力されているということも伺いました。しかし、保険料は、現在第7期で6, 200円となっております。平成14年の第1期では3, 100円でありましたことから、約15年程度で2倍になっております。これは今後もますます値上がりしていくと予測されます。しかしながら、町民の年金や収入が2倍、3倍になっていくわけではありませ

会 議 の 経 過

で、大変なこととはわかっておりますが、これ以上介護保険の保険料が上昇しないよう、さまざまな検討会を立ち上げまして、考えていただけるようお願いしたいと思っております。

今回は時間もありませんので、これで質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 5 5 分

再 開 午後 2 時 0 2 分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番 西園貞美議員の発言を許します。

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

それでは、通告に従いまして質問いたしますが、町長の簡単明瞭な答弁を期待いたします。

過疎対策事業債の活用についてでございますが、過疎債を活用し、危険家屋解体事業の適用範囲を広げ、道路に面した家屋でなく道路に面していないところも町内全域が対象となるようにする考えはないですか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

危険家屋解体事業補助金の適用範囲を広げ、その財源に過疎債を充てることとなりますと、過疎債ソフト分での対応となります。この過疎債ソフトの本町限度額は基本が3, 500万円であります。平成24年度から運用の弾力化が実施され、若干の限度額の上乗せがあります。例年限度額いっぱい、敬老年金や赤ちゃんすこやか支援事業、子ども医療費助成、学校給食費などの事業に活用しているところでございます。仮に、危険家屋解体事業の財源に過疎債ソフト分を充てるとなりますと、先ほどの高齢者や子供たちの事業分への充当ができなくなり、結局は一般財源で充てることとなってしまいます。本町の一般財源の大部分を占める国からの地

会 議 の 経 過

方交付税や町税の見通しを考慮した場合、最近、解体費用の全額を自己負担させている方々もおられますので、そのあたりの不公平感を生じさせないためにも、現時点においては適用範囲を広げることは考えておりませんので御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

補正で3件分90万円組んでいるんですけども、これは過疎債じゃなくして、財源は何から持ってきているんでしょうか、この90万円というのは。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えします。

今回の補正計上につきましては、財源は一般財源を充てております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

この家屋解体事業については、過疎債を適用できない、ソフト面だけの事業でございますか。家屋の本体解体事業には適用しないわけですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

過疎債の活用となりますと、過疎債にはハード分とソフト分がございます。もし過疎債を適用させるとなりますと、先ほど町長のほうからございましたソフト分になります。上限といたしましては3,500万円というのが基本になっておりますけれども、先ほど町長からもありましたとおり、平成24年度から若干緩和されておりまして、上乗せがあることにはありますが、先ほど子どもすこやかとか、それから高齢者の方々とか、そういった方々への過疎債ソフト分につきましては、満額

充てているというような状況でございます。そういった中で、できないということはないでしょうけれども、もし仮に過疎債を活用するとなりますと、その部分を赤ちゃんとか、高齢者の方々の分をまた削ってその分を充てるということになりますので、結局は一般財源を充てるということになりますので、現時点におきましては考えていないという答弁を申し上げたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

またもう1回聞きますけれども、この家屋解体事業は、一般財源じゃなくて、補助事業で何かする事業はないですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

家屋についての解体に対する補助事業は今のところございません。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

先般、鹿児島で議員研修があったんですけれども、その中ではこれもできるということを知ったから一般質問したんですけれども、課長これは本当に無いんですか。過疎債でも一般財源の補助事業はございませんか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

先ほども申し上げたんですが、過疎債を充当しようということであれば、それは可能かどうかということであれば可能でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、限度額いっぱい別な事業で充てておりますので、それをまた削って充てるとなりますと、それは可能でありますけれども、先ほど申し上げたとおり、限度額いっぱい全て充てておりますので、難しいということでございます。

補助金につきましては、現在のところ私は把握いたしておりません。それが補助

金対象となりますと、日本全国相当の危険空き家があるというふうに思っております。その危険家屋に対しましては、また特定家屋ということになりますと、いろいろと指導、勧告、それから最終的には行政の代執行というような方法も取るようになっておりますので、それらの分に対応するしかないのかなというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

補助事業があれば、もう1回調べて、検討していただきたいと思います。もしなかったらしょうがなく、一般財源でせんな仕方ないと思うんですけども、もう1回、企画課長、この家屋解体事業に適用する補助事業はないか調べてください。なければ、もう質問しても仕方ないので、これで一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、6 番 泊 重巳議員の発言を許します。

6 番 泊 重巳君。

6 番（ 泊 ）

私も、さきに通告しておりましたことについて、町長に質問いたします。

本日、私が最後の一般質問でございますので、簡潔に答弁願います。

まず、町長のトップセールスについてお尋ねいたします。

町長は就任以来、県、国の行政機関に要望、陳情され、また企業に出向き、企業誘致等トップセールスをされておられますが、東串良町への行政効果、活性化が図られた事業があれば御教示願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

トップセールスにつきましては、町政発展につながることを目的に、各種要望活動、企業誘致活動等を積極的に実施させていただいておりますが、早々に目に見える実績が必ずしも出るというわけではございません。私は、トップセールスにおいては、直接お会いし、自分の気持ちを伝えることが非常に重要であると思っておりますので、交流を図るためにも最も有効な手段で、次につながるものだと確信しております。

議員お尋ねの町の活性化、事業推進にどのような効果が図られたかの質問でございますが、まず国、県要望活動の内容でありますけれども、特に記憶しているのが台風被害において、ハウス被害における降灰事業の前倒しによる事業推進が図られたことであります。また、地元国会議員の表敬訪問の際にも、農林水産業を初め、各種施策実現に向けた陳情を行ったところであります。産地パワーアップ事業、特にクラスター事業については、本町は申請どおり全て採択をいただいているところでございます。

なお、意見交換等でございますが、企業または個人様へ、東串良町の魅力及びふるさと納税関係のPRも行ったところであります。特にふるさと納税では、市場関係者の方々から激励のメール等もメールつきで寄附もいただいて大変うれしく思ったところでございます。さらに、町内若者等の雇用拡大及び商工業発展を図ることから、企業誘致も何とか実現できるように努力しているところでございます。

現在のところ、ある程度の実績は図られたと思っているところでございますが、今後におきましても、さらに町の魅力発信を継続して、粘り強く全力で行動して参る所存でございますので、町民及び町議会の皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊 重巳君。

6 番（ 泊 ）

今後も大いにトップセールスに頑張ってください、東串良町の活性化に図られるよう要請いたします。

次に、同僚議員からも質問がございましたが、同じ内容ではございますが、通告しておりましたので、あえて選挙公約について質問いたします。

早いもので、宮原町長は、平成28年2月の町長選挙で当選され、3年が過ぎて参りました。町長の出馬時のマニフェストは、立候補者を選ぶ大変大事な資料でございます。町長はマニフェストにより、町政を進めてまいりましたが、この3年の間に、さきに答弁されましたけれども、児童生徒への給食費の助成、高校卒業までの医療費の無料化、農業技術者の採用、地域おこし協力隊の活用、地震津波対策等、選挙公約に掲げられたことはほぼ達成されていると思いますが、町長みずから選挙公約は、幾らぐらいの達成度がお尋ねいたします。

また、町長の今期の任期も来年の3月までですので、達成できなかった公約については、さきに答弁されましたが、もう一度伺います。

また、先ほど次の町長選挙に出馬されると表明されましたが、再任された場合に、今後の政策はどのように考えていらっしゃるか、伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほど瀬戸山議員の答弁でさせていただいたとおりでございますけれども、私は「子どもに夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛を」をスローガンに町政に取り組んでいるところでございます。町長就任以降、私の掲げた公約を実現すべく努力を重ねて参りましたが、しかしながら、姉妹都市、姉妹校構想と残念ながら成果の上がないものはございます。今後も粘り強く取り組んで参りたいと考えております。

先ほども質問のところでも話をさせていただいたんですが、残された課題、私の目指す未来像を達成するためにも、次期町長選挙にて町民の信託を得られるよう引き続き町政を担わせていただきたいと思っているところでございます。

また、将来の未来像ですが、この公共施設、総合センター、そして老人福祉センター、そしてやがて将来図書館の建設もまた構想にあると思いますので、そして子供たちを交えた幼稚園も併設した何かそういう複合施設ができたらと考えております。そういう形で未来を語らせていただきました。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

6 番 泊 重巳君。

6 番（ 泊 ）

先ほどルーピング大会の復活とか、姉妹都市、姉妹校構想に取り組むということでございましたけれども、東串良町の今後の財政、また事業効果等をよく検討され、町長がモットーとしていらっしゃいます「笑顔あふれるまちづくり」に、なお一層御尽力いただきますよう要請し、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~  
～

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月20日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午後2時18分

## 令和元年第2回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和元年6月20日 午前10時00分  
閉 会 令和元年6月20日 午前10時34分

### 出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一                      4番 牧原 完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |                  |         |
|--------|---------|------------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長             | 宮 地 利 行 |
| 副町長    | 畠 中 勇一郎 | 企画課長             | 中 島 孝 一 |
| 教育長    | 天 神 康 男 | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 高 吉 幸一郎 |
| 会計管理者  | 有 嶋 義 昭 | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 田 尾 勝   |
| 総務課長   | 江 口 勝 志 | 社会教育課長           | 橋 口 正 博 |
| 農林水産課長 | 木佐貫 勝 志 | 総務課長補佐           | 上 野 史 生 |
| 福祉課長   | 吉 永 広 史 |                  |         |
| 税務課長   | 東水流 勝   |                  |         |
| 建設課長   | 甫 村 良 教 |                  |         |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      大 園 保 広                      書 記      浜 屋 啓 子

|           |        |
|-----------|--------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択の要請について  
(委員長報告)

日程第 3 発委第 3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日程第 4 発議第 1号 防災・減災特別委員会の設置に関する決議

日程第 5 同意第 7号 教育長の任命について

日程第 6 議案第26号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 7 議案第27号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第28号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択の要請について  
(委員長報告)

日程第 3 発委第 3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日程第 4 発議第 1号 防災・減災特別委員会の設置に関する決議

日程第 5 同意第 7号 教育長の任命について

日程第 6 議案第26号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 7 議案第27号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第28号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第2 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉勇治議員。

### 2 番 (児 玉)

ただいま議題となりました陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、委員会での審査結果を報告します。

本件については、6月12日に開会した教育産業常任委員会で、陳情の内容等について審査したところです。

結果、子供たちの豊かな学びの実現のためには、学校現場における教職員の長時間労働の是正のため教職員定数の改善はもとより、自治体間の教育格差が生じることがないよう、国の施策として財源保障することが必要であり、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

### 議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第3 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

議 長（田之畑）

日程第3 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただ今、議題となりました発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書ですが、子供たちの豊かな学びの実現のためには、学校現場における教職員の長時間労働の是正のため、教職員定数の改善はもとより、自治体間の教育格差が生じることがないように、国の施策として財源保障することが必要であります。

こうした条件整備として、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、計画的な教職員定数改善を推進すること、また義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することを政府に対して要請するものであります。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理は、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第4 発議第1号 防災・減災特別委員会の設置に関する決議

議 長（田之畑）

日程第4 発議第1号 防災・減災特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。瀬戸山譲一議員。

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

ただいま議題となりました発議第1号 防災・減災特別委員会の設置に関する決議について説明します。

昨今、頻発する地震・津波・台風等の自然災害に対して、その一次災害や二次災害を極限におさえるための対策や、交通災害を引き起こさない道路整備対策等、住民の安心安全につながる住生活環境の向上に係る政策を調査・検討する必要があります。

また、当議会においては、町の災害時における議会、議員の役割を定めた東串良町議会災害対策本部設置要綱を制定しており、この活動の拠点も必要であります。

## 会 議 の 経 過

以上のようなことから、防災・減災特別委員会の設置について提案するものであります。よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、瀬戸山譲一議員ほか8人から提出されました防災・減災特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、瀬戸山譲一議員ほか8人から提出の防災・減災特別委員会の設置に関する決議は、可決されました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

防災・減災特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 小川香織議員、2番 児玉勇治議員、3番 瀬戸山譲一議員、4番 牧原完治議員、5番 西園貞美議員、6番 泊 重巳議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の議長を除く9名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、防災・減災特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより防災・減災特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は防災・減災特別委員会を議員控室に招集します。なお、防災・減災特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時20分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

防災・減災特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。委員長に宮地利雄議員、副委員長に小川香織議員、以上のとおりです。

~~~~~

◆ 日程第5 同意第7号 教育長の任命について

議 長（田之畑）

日程第5 同意第7号 教育長の任命について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第7号 教育長の任命について御説明申し上げます。

東串良町池之原1937番地3在住の天神康男さんを教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。提案理由は任期満了によるものでございます。どうか御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから同意第7号 教育長の任命について同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本件は同意することに決定されました。
ここでしばらく休憩します。

休	憩	午前10時22分
再	開	午前10時23分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第26号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第26号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第26号 東串良町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第27号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第27号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の議会で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 西園貞美君。

5 番 (西 園)

質問いたします。16ページの歳出のほうですけれども、柏原の定住化のところで工事請負費が4,400万円、それから用地費が558万円計上されておりますけれども、この前議員のほうでも現場を見に行きました。1,500平米弱の土地だと思っておりますけれども、工事請負費が4,400万円、非常に高額な計上がしてございます。それで用地につきましても558万円と非常に高額でございますけれども、これで妥当かどうか、どこで査定して、こういう金額になったのか、お答え願います。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃるとおり4,400万円、土地のほうも558万円ということで高額でございます。まず、この4,400万円につきましては、あくまでも概算の予算計上でございます。約2,000平米の面積でございます、参考までににぎやかタウン雪山の曳家先の面積も約2,000平米ということで、にぎやかタウン雪山の曳家先の土地の造成工事につきましては、平成30年度の当初予算で約3,400万円計上いたしておりました。今回の場所につきましては、議員の皆様方も御承知のとおり、雑木が非常に生い茂っております。その伐採、処分費用、そういったものももろもろ含めまして、1,000万円ほど追加しまして4,400万円といたしたところでございます。

今年度に入りましてから、コンサルのほうに設計約のほうも委託をしておりますけれども、この予算調整の時期には、まだ設計は間に合わなかったものですから、あくまでも概算で計上させていただいたところでございます。

それから5月中旬に県のほうと起債のヒアリングがございます。やはり有利な起債を申請するというところで、概算の金額が欲しかったところでございまして、先ほど申し上げました形で、一応概算ということで計上させていただきました。12月の補正のなると思いますけれども、大分これよりまだ実績としては下がると思いますので、減額補正をしたいと考えております。

それから用地費のほうにつきましては、平米当たり3,000円ということで購入をいたしました。これにつきましては、建設課のほうで宅地につきましては、平米当たり3,000円で購入しておりますので、その単価と同じ金額で購入したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

4 番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

関連なんです、今、西園議員が言われたように、私も現地を見ました。学校隣で1区画は駐車場ということなんです、駐車場には最適化と思いますが、そこに住宅用地としてはどうかということを感じたわけです。非常に4,400万円の工事という高額な金額が提示されておりますが、幸い地方債で賄うということなんです、せつかくこの地方債を借りるという前提であれば、もうちょっと考えてあそこを駐車場にして、ちょっと学校近くの隣に住宅用地を購入されたらというようなことを考えておりますので、その辺の変更等ができれば、ぜひそのようにせつかく5,000万円近くのお金をかけるのであれば、それを効率よく生かしてもらいたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私も最初、あそこに定住というのはどうかということがあったんですけども、あくまでも柏原地区の方々が柏原には定住しないんですかという要望を受けておったものですから、できたらそこに定住ができたらいいなという希望もございまして、それでどうしても学校の隣ということでやっぱりすぐ見えるんじゃないかということで手前のほうが道路、5メートル道路をそのまま昔の幼稚園まで通していただきまして、もちろん住宅の手前では目隠しをするんですけども、そういう形で2件ほど定住もやらせていただけたらありがたいなと思っておりまして、何か一つ柏原にもちょっとそういうこともあったほうがいいということで。それとあそこは、雑木が生えていて危険でもあるということで、それもちっと子供たちにもし事件でも起きたら大変だなということもございまして、何とかあそこを手に入れられたらいいなという希望でございまして。そういう形で、定住と駐車場ということで希望させていただきたいと思っております。そういう形でちょっと柏原でも定住をやれば人口増にもつながるということで、試験的な形ですけども、それ以上にまだ定住の希望者がふえれば、また今議員おっしゃるとおり、また別のほうも考えていきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第27号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第28号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第8 議案第28号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第28号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第 2 回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前 10 時 34 分